

サーベイランス体制について

現行のサーベイランス体制

	現行の基準
迅速な報告	<ul style="list-style-type: none">● 厚生労働省に情報を捕捉時点でただちに報告する事例は、<ol style="list-style-type: none">① 医療機関においてインフルエンザ様症状患者10人以上の集団発生事例② 社会福祉施設等においてインフルエンザ様症状患者10人以上の集団発生事例③ 人工呼吸器装着、インフルエンザ脳症の発症、集中治療室入室の事例④ 入院の有無にかかわらず新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合、または新型インフルエンザと判明した事例⑤ 薬剤耐性、抗原性の変化、病原性の変化等ウイルスの性状変化⑥ その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる事例
クラスターサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">● 医師または集団発生した施設より連絡のあった、7日以内2名以上の集団事例および臨時休業を把握。● 保健所は、「学校、医療機関、社会福祉施設等の集団発生に関わる情報」及び「都道府県等において臨時休業の要請を行い、実際に臨時休業した施設数」を報告
インフルエンザ様疾患発生報告	<ul style="list-style-type: none">● インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の休校数等の把握
ウイルスサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">● 病原体定点医療機関でのサンプリング検体の採取。インフルエンザ全体における新型インフルエンザの割合を評価。● 抗原性・薬剤感受性・病原性の変化等を把握
インフルエンザ入院サーベイランス	<ul style="list-style-type: none">● すべての入院医療機関におけるインフルエンザ様症状を呈する患者で入院を要する者の検体を極力確保採取し、PCR検査陽性の確認。把握した患者の転帰の報告
インフルエンザサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">● インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザと診断した患者の報告

今後のサーベイランス体制

	今後の考え方
迅速な報告	厚生労働省に情報を捕捉時点でただちに報告する事例は、 ①入院の有無に関わらず把握した死亡事例 ②薬剤耐性、抗原性の変化、病原性の変化等ウイルスの性状変化 ③その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる事例
クラスターサーベイランス	保健所は、医療機関、社会福祉施設等において、7日以内に10名以上の集団発生事例を報告
インフルエンザ様疾患発生報告	継続実施
ウイルスサーベイランス	継続実施
インフルエンザ入院サーベイランス	継続実施 (今後、患者数の増加の状況を勘案しつつ、転帰報告の対象者を限定する等の検討を行う。)
インフルエンザサーベイランス	継続実施